

JIS

XML 名前空間

JIS X 4158 : 2005

(JSA)

平成 17 年 10 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	石 崎 俊	慶應義塾大学
(委員)	浅 野 正一郎	国立情報学研究所
	伊 藤 章	財団法人日本規格協会
	伊 藤 文 一	財団法人日本消費者協会
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	大久保 彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	小 川 義 久	財団法人日本情報処理開発協会
	寛 捷 彦	早稲田大学
	河 内 浩 明	社団法人電子情報技術産業協会
	後 藤 志津雄	株式会社日立製作所
	小 町 祐 史	パナソニックコミュニケーションズ株式会社
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	田 中 謙 治	総務省
	中井川 禎 彦	総務省
	中 村 泉 之	日本銀行
	成 田 博 和	富士通株式会社
	平 野 芳 行	日本電気株式会社
	伏 見 諭	社団法人情報サービス産業協会
	藤 村 是 明	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮 澤 彰	国立情報学研究所
	山 本 泰	日本アイ・ビー・エム株式会社
	山 本 喜 一	慶應義塾大学
	渡 辺 裕	早稲田大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.10.20

官 報 公 示：平成 17.10.20

原 案 作 成 者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 石崎 俊)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS X 4158 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) XML 名前空間の内部構造

附属書 B (参考) W3C の Namespaces in XML 勧告作成貢献者

附属書 C (規定) 引用規定

原勧告の標題及びまえがき

XML 名前空間

W3C 勧告 1999 年 1 月 14 日

この版の掲載場所

<http://www.w3.org/TR/1999/REC-xml-names-19990114>

<http://www.w3.org/TR/1999/REC-xml-names-19990114/xml-names.xml>

<http://www.w3.org/TR/1999/REC-xml-names-19990114/Overview.html>

最新版の掲載場所

<http://www.w3.org/TR/REC-xml-names>

以前の版の掲載場所

<http://www.w3.org/TR/1998/PR-xml-names-19981117>

編者

Tim Bray (Textuality) <tbray@textuality.com>

Dave Hollander (Hewlett-Packard Company) <dmh@corp.hp.com>

Andrew Layman (Microsoft) <andrewl@microsoft.com>

著作権 © 2000 W3C® (MIT, INRIA, Keio) が、すべての権利を保有する。免責、商標、文書の使用、及びソフトウェアの使用許諾に関する W3C の規則を適用する。

この文書の状態 この文書は、W3C 会員企業及び関連する団体によって審議されており、技術統括責任者によって W3C 勧告として承認されている。この文書は安定したものであり、参考資料として使用してよく、他の文書から引用規定として引用してもよい。W3C はこの勧告を制定することに

よって、この規定への注目を喚起し、広い普及を促進するという役割を果たす。この結果、Web の機能及び相互運用性が高まる。

この規定の既知の誤りの一覧は、<http://www.w3.org/XML/xml-names-19990114-errata> から入手できる。

この文書に誤りがあれば xml-names-editor@w3.org に報告されたい。

目 次

	ページ
序文	1
0. 適用範囲	1
1. 背景及び概要	1
1.1 記法及び使用法に関する備考	2
2. 名前空間の宣言	2
3. 修飾された名前	3
4. 修飾された名前の使用	3
5. 要素及び属性への名前空間の適用	4
5.1 名前空間の有効範囲	4
5.2 接頭辞がないときの名前空間	5
5.3 属性の一意性	6
6. 文書の適合性	7
附属書 A (参考) XML 名前空間の内部構造	8
附属書 B (参考) W3C の Namespaces in XML 勧告作成貢献者	11
附属書 C (規定) 引用規定	12
解 説	13

白 紙

XML 名前空間

Namespaces in XML

序文 この規格は、1999年1月に World Wide Web Consortium (W3C) から公表された Namespaces in XML 勧告を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した規格である。

0. 適用範囲 この規格は、XML 名前空間を規定する。XML 名前空間は、XML 文書の中で使用する要素及び属性の名前を修飾するための単純な方法を提供する。修飾は、URI 参照で識別する名前空間と名前とを関連付けることによって行う。

1. 背景及び概要 複数のソフトウェアモジュールのために定義され使用される要素及び属性 [これを“マーク付け語い (彙)” という。] を、一つの拡張可能なマーク付け言語 (Extensible Markup Language, 以下 XML という。) の文書が含む場合を想定する。これを想定する動機の一つは、モジュール性にある。よく理解されたマーク付け語いが存在し、それを扱う有用なソフトウェアが利用可能な場合、このマーク付けを再発明するよりもむしろ再利用するほうがよい。

複数のマーク付け語いを含む文書では、要素型及び属性名の認識、並びにそれらの名前の衝突が問題となる。ソフトウェアモジュールは、他のソフトウェアパッケージ用マーク付けで同じ要素型又は属性名が使われている場合、名前の“衝突”に直面するが、その場合でも、そのモジュールが処理するものとして設計されているタグ及び属性を認識できることが必要である。

こうしたことは、有効範囲が文書を越えて広がる普遍的な名前を、文書の構成要素がもつほうがよいことを示している。この規格では、これを達成する XML 名前空間という機構を示す。

XML 名前空間とは、URI 参照 (RFC2396) によって識別され、XML 文書の中で要素型及び属性名として使用される名前の集まりとする。XML 名前空間は、内部構造をもっており、数学的な集合ではないという点で、計算機分野で慣習的に使用する“名前空間”とは異なる (附属書 A 参照)。

名前空間を識別する URI 参照は、文字ごとに全く同じ場合、同一とみなす。この意味で同一ではない URI 参照も、実際には機能的に等価となることがあることに注意されたい。この例として、大文字・小文字だけが違う URI 参照、又は異なる実効的基底 URI をもつ外部実体の中での URI 参照がある。

空の文字列は、URI 参照として正しいが、名前空間名として用いることはできない。

相対 URI 参照を名前空間宣言に用いることは、同一文書への参照を含め、推奨しない。今後の W3C 仕様 (W3C 勧告など W3C が発行する仕様) は、その解釈を規定しない。

XML 名前空間を使った名前は、修飾された名前として出現してよい。この修飾された名前は、名前を一つの名前空間接頭辞及び一つの局所名に分離するコロンを一つ含んでもよい。URI 参照に対応付けられる接頭辞が、名前空間を選択する。普遍的に管理される URI 名前空間と文書自体の名前空間との組合せが、普遍的に一意的な識別子を生成する。さらに、接頭辞の有効範囲及び無接頭辞時名前空間のための機構を提供する。